

第 23 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 5 月 30 日（木）午後 3 時 00 分から午後 3 時 55 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	24 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23 番	鯖戸	英明
	1 番	香西	浩志
	2 番	菅野	能稔
	3 番	高野	英一
	4 番	渡邊	ひろ子
	5 番	井田	留吉
	7 番	前川	厚司
	8 番	橋本	浩弥
	9 番	高橋	孝二
	11 番	蛭原	一治
	12 番	石川	雅洋
	13 番	森	勤子
	14 番	飛田	榮
	15 番	齊藤	正孝
	16 番	西田	利幸
	17 番	帰山	茂義
	18 番	吉田	正宏
	19 番	中村	富士男
	20 番	棚	範貴
	21 番	澤邊	佳範
	22 番	松本	誠

4 欠席委員（2 名）

	6 番	齊藤	一男
	10 番	深松	俊英

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
第 2 号 令和元年度全国農業委員会会長大会について
第 3 号 農地所有適格法人報告書の受理について
第 4 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案

第 1 号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定

について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6	事務局長	廣瀬 紀幸
	忠類支局長	高橋 宏邦
	農地振興係長	岩岡 夢貴
	忠類支局農地振興係長	鈴木 亮二
	農地振興係主査	菅原美栄子
	農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に22番松本委員、23番鯖戸代理を指名いたします。よろしくお願いします。</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、6番齊藤委員、10番深松委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------

議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から報告をいたします。</p>
----	-----------------------------------------------------------------

事務局長	<p>報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定により、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和元年5月20日付けの人事異動でございます。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

忠類総合支所経済建設課長と併任でありました農業委員会忠類支局長 川瀬康彦が住民福祉部こども課長へ、農業委員会農地振興係 南 敦朗が住民福祉部防災環境課交通防犯係へ、忠類総合支所経済建設課産業振興係兼牧場係と併任でありました忠類支局農地振興係 勝野真悟が企画総務部政策推進課政策推進担当へ異動となっております。

後任といたしまして、農業委員会忠類支局長に忠類総合支所経済建設課長と併任として住民福祉部こども課長 高橋宏邦が、農業委員会農地振興係に住民福祉部保健課高齢者支援係 石塚瑤人が、忠類支局農地振興係に忠類総合支所経済建設課産業振興係兼牧場係と併任として住民福祉部防災環境課防災危機管理係 東出和也が着任しております。以上、報告とさせていただきます。

議長	<p>ただいま、事務局から5月20日付けの人事異動について報告がありました。ここで職員の紹介をいたします。事務局お願いいたします。</p>
----	-----------------------------------------------------------------------

事務局長 それでは、新たに着任いたしました職員を紹介させていただきます。最初に本局から紹介させていただきます。農地振興係 石塚主事です。

石塚 よろしく願いいたします。

忠類支局長 続いて、忠類支局から報告させていただきます。私が、農業委員会忠類支局長となりました高橋と申します。よろしくお願いいたします。それから、東出が忠類支局の農地振興係として着任しておりますが、本日は他業務のため欠席させていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局長 今後ともよろしくお願い致します。

議長 次に、報告第2号「令和元年度全国農業委員会会長大会について」を議題といたします。私から報告させていただきます。

議長 日程は5月26日から28日までの3日間でありました。

1日目の26日は視察研修が行われ、千葉県君津市の農産物直売所「旬の蔵」、鋸南町にあります鋸山「日本寺」に、富津市の小泉酒造「酒匠の館」の3箇所を視察いたしました。

2日目の27日午前は、星陵会館で開催されました北海道選出国議員への要請集会に参加し、報告第2号資料②の「令和2年度農業政策・予算に関する要請」を行っております。午後からは、文京シビックホールにおいて全国農業会議所主催による、全国農業委員会会長大会に出席いたしました。提案されました全議案について原案どおり決議されております。資料は、報告第2号資料③としてお配りしておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

最終日の28日は、十勝農業委員会連合会の要請活動として十勝選出の石川香織衆議院議員、吉川貴盛農林水産大臣、鈴木貴子防衛大臣政務官、自民党国会対策委員長の森山ひろし衆議院議員に報告第2号資料①の「十勝農業の振興に関する要請」を行っております。

以上で全国大会の報告とさせていただきます。

議長 ただいま報告第2号について、質疑を受けたいと思いますが何か発言ございますか。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号の説明をいたします。

事務局 農地所有適格法人報告書について

<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ほか6法人から提出がありましたので報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上で報告を終わります。</p> <p>報告第3号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第3号については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p> <p>報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたのでご報告します。 案件は議案書2ページの平成30年5月11日に許可をしておりました1件でございます。 今月22日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。 以上で報告を終わります。</p> <p>報告第4号1番について説明を申し上げました。 質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p> <p>次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書3ページの4月24日、第22回総会で審議された1件でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。 なお、記載のとおり条件を付し、令和元年5月27日付けで許可をしております。 以上で報告を終わります。</p> <p>報告第5号1番について説明を申し上げました。</p>

	<p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の1件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について」議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から7番について事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化法第18条の規定に基づき幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>【議案第2号1番から7番を朗読、説明】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書1ページから4ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p>

以上で議案説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明いたします。1番から4番の案件は平成26年8月、5番の案件は平成26年12月、6番、7番の案件は平成26年11月に、それぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を受けます。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

異議なしとします。よって議案第2号1番から7番は原案のとおり可決されました。

議長

議案第2号8番につきましては、鯖戸代理の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(23番 鯖戸代理退席)

それでは、議案第2号8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書4ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は本来、地区担当農業委員は鯖戸代理ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私から説明いたします。

この案件は、平成26年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員 異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号8番は原案のとおり可決されました。
(23番鯖戸代理着席)

議長

次に、議案第2号9番から11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号9番から11番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書5ページから6ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は、平成26年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号9番から11番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号12番、13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号12番から13番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書6ページ下段から7ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、平成21年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号12番、13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号12番、13番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号14番、15番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号14番、15番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書7ページ下段から8ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。案件は平成26年11月、平成22年1月に、それぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番、15番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって議案第2号14番、15番は原案のとおり可決されま

した。

議長 次に、議案第2号16番、17番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号16番、17番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添調査書8ページ下段から9ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件につきましては本来、地区担当農業委員は齊藤一男委員ですが、総会欠席のため、私から説明させていただきます。これらの案件は平成21年10月と、平成21年12月に、それぞれ町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人はいずれも意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号16番、17番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第2号16番、17番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号1番を朗読】

これらの案件は、別添・調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月22日に飛田委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、

詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書2ページに記載されております通り、農地法第3条第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件につきましては、今月22日に菅野委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書3ページに記載されております通り、農地法第3条第2号各項に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は、今月22日に飛田委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書4ページに記載されております通り、農地法第3条第2号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第3号5番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添、調査書5ページに記載されております通り、農地法第3条第2号各項に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件は、親子間の生前一括贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。
以上です。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は、育成牛舎の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。

農用地は原則不許可ですが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。

また、本案件は、許可に係る土地が幕別町及び大樹町の2つの市町村の区域に渡る転用となりますので、北海道農政部の事務処理の特例に関する条例第2条に規定される「市町村が処理することとする」事務の例外となっており、知事許可案件となるため、本総会でお認めいただきましたら、農業委員会の意見書を付して北海道知事に提出いたします。よろしく申し上げます。

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5番	5番説明いたします。この案件は、今月22日に菅野委員、齊藤一男委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願い致します。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。 議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番ご説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に飛田委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に飛田委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月22日に飛田委員、帰山委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第23回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。